

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第 9 条及び同法施行規則第 13 条の規定に基づき、下記のとおり掲示する。

記

1. 事業の種別
第一種貨物利用運送事業
2. 利用運送に係る運送機関の種類
貨物自動車運送
3. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略
4. 利用運送約款
運輸省告示第 579 号に基づく
5. 利用運送の区域又は区間
全国
6. 業務の範囲
一般事業

以上